

鯖江広域衛生施設組合女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画の実施状況
 および鯖江広域衛生施設組合における女性の活躍状況の公表（令和4年度）

鯖江広域衛生施設組合では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、「鯖江広域衛生施設組合女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画」を策定・実施しています。

今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、鯖江広域衛生施設組合における女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

1 採用した職員に占める女性女員の採用割合

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
全 職 種	—	0%	—	0%	—

2 管理職に占める女性職員の割合

年 度	平成29年 4月1日	平成30年 4月1日	平成31年 4月1日	令和2年 4月1日	令和3年 4月1日
全 職 種	0%	0%	0%	0%	0%

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

1 男女別の育児休業取得率の状況

育児休業の取得状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
取得率	男性	—	—	100.0%	0%
	女性	—	—	—	—

2 妻の出産につき添う休暇および妻の出産による子の養育休暇の取得率

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
妻の出産につき添う休暇	—	—	—	100.0%	100.0%
妻の出産による子の養育休暇	—	—	—	0%	0%

3 超過勤務の状況

年間の超過勤務時間が 360 時間を超える職員の割合

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
職 員 の 割 合	0%	0%	0%	0%	0%

4 年次休暇の取得状況

暦 年	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
取 得 率	40%	45%	43%	50%	59%
平 均 日 数	7.9 日	8.9 日	8.5 日	10.0 日	11.7 日

5 主な取組内容

・ 育児支援ための取組

出産や育児に関する支援制度や手続きについてまとめたものを鯖江市に準じ、鯖江市のグループウェア掲載の「職員のしおり」を通じて、制度の周知を図っています。

子どもの出生予定を申し出た職員に対し、個別に休暇や育児休業等の制度・手続き等について鯖江市に準じ、鯖江市職員課と連携を図りながら説明を行っています。

また、育児休業期間中の職員の業務を遂行することが困難なときは、会計年度任用職員等による適切な代替要員の確保に努めています。

・ 超過勤務縮減のための取組

鯖江市に準じ、毎週水曜日をノー残業デーと設定し、鯖江市のグループウェア掲載の「庁内周知」を通じて、定時退庁を促しています。

なお、水曜日のノー残業デーに超過勤務を行う際は、事前に理由を付した報告書の提出を求めています。

・ 休暇取得の促進

各所属において出勤管理を行う中で、所属長は、計画的、積極的に休暇を取得できるよう、職員の意識を啓発し取得促進を図っています。

また、年間 5 日以上の子次休暇取得のため、年次休暇取得計画の作成や、所属長自ら率先して休暇の取得促進に努めることについて周知しています